

〔平成25年4月22日(月)13:30 経営会議〕

○平成25年第2回市議会臨時会に付議する案件

承認案件	1件
補正予算案件	1件
人事案件	1件
計	3件

《承認案件》

(市民部)

◆専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)

専決第2号 平成25年3月31日専決

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第107号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第37号)が平成25年3月30日にそれぞれ公布され、一部を除き平成25年4月1日に施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行い、同条例の一部を改正する条例について去る3月31日付けで専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるもの。

<改正内容>

1 市民税

- ・東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、被相続人が取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることとした。(附則第11条の5関係)
- ・個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長した。(附則第12条の3の2関係)

2 固定資産税及び都市計画税

- ・平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の規定による管理協定に係る協定倉庫に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とされていることから、当該割合を参酌して3分の2と定めた。(附則第20条の2、附則第28条の2関係)

3 国民健康保険税

- ・国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国

民健康保険被保険者の国民健康保険税について、移行後5年目までの世帯別平等割額の2分の1を軽減する現行措置に加え、移行後6年目から8年目までにおいても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を行った。(第139条の2、第139条の6、第145条関係)

4 その他

- ・ 国税の見直しに合わせ、地方税の延滞金の利率を引き下げた。(附則第5条の2、附則第10条関係)
- ・ その他、地方税法等の改正に伴い必要な条文整備を行った。(第55条、第126条、附則第10条の2、附則第12条の3の3、附則第17条の2、附則第27条の13関係)

●施行期日 一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成25年度美唄市一般会計補正予算(第2号)

補正内容 経営会議資料 1 - 2

《人事案件》

◆美唄市固定資産評価員選任の件

(山崎 一広 委員(前市民部長))

◎市政報告

「美唄市豪雪対策本部の廃止について」

日程(予定)

4月22日(月) 経営会議

23日(火)

24日(水)

25日(木)

26日(金)

27日(土)

28日(日)

29日(月)

30日(火)